

平成23事業年度  
(第4期)

事業報告

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

# 事業報告

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、税関手続、港湾手続等の輸出入等関連手続とこれに関連する民間業務を処理する官民共同システムである NACCS の適切かつ安定的な稼働及び利用者サービスの向上等当社に課せられた使命を果たしていくとともに、関係省庁システムの統合や新規事業等の積極的な展開を通じて、港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合的物流情報プラットフォーム」の構築に邁進することとしております。これを実現するため、①システムの安定的運用とサービス向上、②システム機能向上と新規事業の検討、③次期 NACCS のあり方の検討、④効果的・効率的な企業経営の推進、⑤企業経営の透明性・安全性の確保という 5 つの基本方針を策定して事業運営に取り組んできました。また、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年の中期経営計画を策定しました。

当事業年度を振り返りますと、平成 22 年 12 月 10 日の NACCS の大規模なシステム障害を受け、新たに整備した運用体制に基づき 24 時間 365 日、システムの安定運用に努めてきました。

一方、当事業年度は、円高や欧州の経済状況等の影響により、当社におけるシステム利用料金収入のうち、民間利用分について予測よりも減少するという影響を受けました。

こうした中、一般競争入札の徹底や経費の節減等効率的な経営にも努めるとともに、新規事業の実施等を通じて、当事業年度の売上高は、7,480 百万円、営業利益は 315 百万円、経常利益は 160 百万円、当期純利益は 118 百万円となりました。

#### ① システムの安定的運用とサービス向上

イ 平成 22 年 12 月 10 日に発生した大規模なシステム障害を受け、運用管理体制の見直し及びシステムベンダーとの連携強化を図るとともに、再整備した障害発生時の対応マニュアルに基づき、国際物流に関わる関係者の皆様への影響を最大限抑制すべく、障害発生の検知から復旧と復旧後の対応に至る一連のシステム障害対応を遅滞なく確実に実行するよう努めてきました。

なお、当社においては、毎年 12 月 10 日を「安定運用の日」と定め、平成 23 年 12 月にシステム障害対応訓練を全役職員が参加して実施しました。

ロ 利用者様からの問合せについては、日々のミーティングによる担当者間の意識合わせの徹底を図ることなどにより、迅速かつ的確に対応してまいりました。ま

た、回答に時間を要する事案は途中経過を説明するなど利用者様の立場に立った対応を行いました。

ハ 利用者様のニーズを把握し、サービスの向上を図るため、全国各地で NACCS 地区協議会を開催するとともに、NACCS の操作方法や便利機能などを説明する講習会を随時開催しました。さらに、利用者様から寄せられたプログラム変更要望の検討状況を NACCS 掲示板に掲載するなど、利用者様への情報提供の充実を図りました。

二 多くの皆様にシステムをご利用いただくことは、システム化の効果を高め、ひいては国際物流の迅速化及び効率化につながることから、加入促進に努めました。平成 24 年 3 月末現在、NACCS 参加事業所数は海上 7,449 事業所、航空 2,718 事業所となり、平成 23 年 3 月末時点と比べて海上で 302 事業所、航空で 244 事業所増加しております。（なお、「海空共用」の事業所は、海上及び航空の両事業所に含めています。）

## ② システムの機能向上と新規事業の検討

イ 港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合的物流情報プラットフォーム」の構築を推進するため、平成 23 年 6 月末にコンテナヤードにおける搬出入等関連業務に係るサービスを開始し、平成 24 年 3 月末には Sea Waybill に係る関連業務（Sea Waybill 情報の荷主への提供、Sea Waybill 発行に際しての船賃の電子決済処理等）のサービスを開始しました。また、平成 23 年 4 月から「保税管理資料保存サービス」も開始しました。

ロ NACCS と関係省庁システムの統合については、関係省庁と緊密に連携しつつ、平成 25 年 10 月の統合を目途として開発を進め、プログラム開発を開始しました。

ハ 国際的な取組みの面では、「海外における NACCS 型貿易手続関連システムの導入に関する業務及びこれに付帯する業務」について、目的達成業務として財務大臣の認可を受け、ベトナムにおける NACCS 型貿易手続関連システムの導入支援に係る業務を開始しました。

また、諸外国との原産地証明書情報の交換の実現に向けて、平成 22 年から実施している国際連携システムと PAA（※）メンバーのシステムとの接続試験を引き続き実施しました。

※ PAA は 2000 年 7 月に香港、シンガポール及び台湾の物流情報処理事業者 3 者によって設立されたアジア域内の電子商取引推進の団体であり、安全かつ信頼性のある IT インフラの提供並びに効率的なグローバル貿易・物流の推進を目的としています。（平成 24 年 3 月現在のメンバー数 11 の国（地域）12 社）

## ③ 次期 NACCS のあり方の検討

現行 NACCS は、システムライフを 8 年としていることから、平成 29 年 10 月を目途として更改を実施することとしています。利便性の高い、簡素で効率的な「総

合的物流情報プラットフォーム」を構築する観点から、基本コンセプトを取り纏めました。平成 24 事業年度からは具体的な検討を進めることとしています。

【次期 NACCS 基本コンセプト】

- 官民共同利用の基幹システムとして、安定性・信頼性の高いシステムの実現
- 公共的インフラとして、効率性・経済性の高いシステムの実現
- 「総合的物流情報プラットフォーム」として更なる機能の充実

④ 効果的・効率的な企業経営の推進

イ 効果的・効率的な経営を確保するため、一般管理費の削減に努めてきた結果、当事業年度の営業収益(売上高) 7,480 百万円に対して、一般管理費 429 百万円(割合 5.7%) となりました。

ロ 当社の調達に関する契約については、一般競争入札等によることを原則として、調達コストの削減に努めました。

ハ 職員間の一体感の醸成、基盤となる価値基準の設定を図るため策定した企業理念、職員各位の日々の行動規範となる行動指針に基づき、P D C A サイクルによる業務運営を実施しました。

⑤ 企業経営の安全性・透明性の確保

当社が運営・管理する NACCS は官民共同システムであり、その高い公共性に鑑み、また、社会の信頼を確保するため、積極的な情報提供を行うことで透明性を確保するとともに、システムが保有する情報を保護するための情報セキュリティの強化にも万全の体制で臨んでおります。

また、内部統制等に関する役員勉強会の実施、リスク管理規程の制定に伴うリスク管理の充実、個人情報保護に関する各種講習会の実施等、内部統制の充実及びその実践を図りました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	平成 20 事業年度 (第 1 期)	平成 21 事業年度 (第 2 期)	平成 22 事業年度 (第 3 期)	平成 23 事業年度 (第 4 期)
売上高	5,597 百万円	8,679 百万円	7,657 百万円	7,480 百万円
経常利益 (△損失)	△226 百万円	△5 百万円	321 百万円	160 百万円
当期純利益 (△損失)	△284 百万円	△34 百万円	173 百万円	118 百万円
一株当たり当期純利益 (△損失)	△28,473.37 円	△3,436.24 円	17,355.02 円	11,875.58 円
総資産	17,761 百万円	22,251 百万円	20,561 百万円	18,174 百万円
純資産	4,817 百万円	4,782 百万円	4,956 百万円	5,075 百万円

注:第 1 期は平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までの 6 ヶ月決算になっております。

(4) 対処すべき課題

① システムの安定的運用とサービス向上

当社は、NACCS の安定稼働のため、新たに整備した運用管理体制に基づき、24 時間 365 日、システムの安定的運用に努めます。また、引き続き、利用者様から寄せられたプログラム変更要望の検討状況を NACCS 掲示板に掲載するとともに、「よくある問合せ (FAQ)」の見直しを随時行うなどにより情報提供の充実を図り、利用者様の視点に立ったサービスの提供に努めます。

② システムの機能向上と新規事業

NACCS と関係省庁システムとの統合について、関係省庁と連携を図り、平成 25 年 10 月の実現に向けた開発を進めます。また、法律改正の検討が進められている海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化・詳細化、貿易円滑化のための通関書類の簡素化・電子化等について、関係省庁と連携を図り、プログラム変更等に適切に対応します。さらに、平成 23 年度にサービスを開始したこれまでの国際連携システムの運用状況を踏まえ、平成 24 年 10 月を目途に機能改善を行います。

このほか、ベトナムにおける NACCS 型貿易手続関連システムの導入支援に係る業務を引き続き行います。

③ 次期 NACCS の開発

現行 NACCS は、システムライフを 8 年と設定していることから、次期 NACCS (第 6 次 NACCS) について、情報処理運営協議会の下に設置される専門部会において利用者様と協議して、港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合

的物流情報プラットフォーム」の構築を目指し、具体的な検討を進めます。

④ 組織の活性化

社員の働きやすい環境を確保するとともに、当社の企業理念に沿った業務改善のPDCA サイクルの確立を通じて、質の高い業務運営を行います。また、今後、次期NACCSの開発、NACCSと関係省庁システムの統合、ベトナムにおけるNACCS型貿易手続関連システムの導入支援といった事業が予定されているため、組織体制を見直すとともに、業務の多寡に応じた職員配置を行うことにより、良質なサービスを提供するよう、効果的・効率的な業務運営に努めます。

⑤ 株式の早期売却等

引き続き効果的・効率的な業務運営を行うことにより収支の改善を図り、強固な財務基盤を確立することにより、出来る限り早期の株主配当の実現及び政府による株式売却が可能となるよう、安定的な経営の維持・向上を目指していきます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社は、輸出入等関連業務を電子的に処理するシステムであるNACCSの管理、プログラム開発・変更等、同システムの運営に関する業務を行います。

(6) 主要な事業所及び従業員の状況（平成24年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	川崎市（システム部は東京都）
東海事務所	名古屋
西日本事務所	大阪市
九州事務所	福岡市

② 従業員の状況

従業員数	平均年齢
101名	39歳

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成 24 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数

40,000株

(2) 発行済株式の総数

10,000株

(3) 当事業年度末の株主数

1名

(4) 上位 10 名の株主

氏名又名称	持株数（株）	発行済株式の総数に対する持株数の割合(%)
財 務 大 臣	10,000	100

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉本 卓雄		
専務取締役	青木 直幸	総務部、経理部	
取締役	齊藤 誠	企画部、業務部	
取締役	小池 信吉	システム部	
監査役（常勤）	篠崎 暁		
監査役（非常勤）	吉田 敏明		日本ベンチャーキャピタル(株) 代表取締役副会長
監査役（非常勤）	間宮 順		間宮総合法律事務所 代表弁護士

注 1：監査役は全員、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

注 2：専務取締役 有地 浩氏は、平成 23 年 6 月 24 日開催の第 3 回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	5名	65,907千円	
監査役	3名	16,215千円	うち社外監査役3名 16,215千円
計	8名	82,122千円	

注1：上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役4,683千円、監査役1,023千円（うち社外監査役1,023千円））を含んでおります。

注2：上記のほか、当事業年度に退任した専務取締役1名に対し役員退職慰労金3,461千円を支給しております。当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額（取締役10,565千円）の一部が含まれております。

注3：平成20年9月22日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額7,000万円以内、監査役の報酬総額は年額2,000万円以内です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外監査役	吉田 敏明	日本ベンチャー キャピタル(株)	代表取締役副会長	—
社外監査役	間宮 順	間宮総合法律事 務所	代表弁護士	—

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する事項

該当事項はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

イ 社外監査役 篠崎 暁

当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議及び監査に必要な発言を適宜行っております。

ロ 社外監査役 吉田敏明

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち13回に出席し、議案審議及び監査に必要な発言を適宜行っております。

ハ 社外監査役 間宮 順

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち13回に出席し、議案審議及び監査に必要な発言を適宜行っております。



⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は、定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりません。当該定款に基づき当社が社外監査役の全員（3名）と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑥ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	3名	16,215千円	—

注：上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（社外監査役 1,023千円）を含んでおります。

⑦ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額 5,386 千円

(7) 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(8) 企業集団全体での報酬等

該当事項はありません。

(9) 解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成 20 年 10 月 1 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のように決議いたしました。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び職員は、職務の執行に当たり法令、定款及び社内規程を遵守する。
- ② 取締役及び職員は、遵守すべき法令、定款及び社内規程の具体的な事項についての理解を深め、コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修の実施等により意識の向上を図る。
- ③ 計算書類等が法令に適合し適正に作成されることを確保するための体制整備を推進する。
- ④ 原則月 1 回開催される取締役会及び、原則毎週 1 回開催される経営会議等を通じて取締役相互の意思疎通と相互の監督を図り職務執行の適法性を確保するよう努める。
- ⑤ 会社は、役員倫理規程において倫理行動規準を定めるとともに、公益通報規程を定めて、コンプライアンス違反の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスに違反し、又は違反するおそれのある行為に対して適切に対処する。
- ⑥ 入札及び契約に関しては、法令を遵守して行われるよう引続き適正化を推進する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、文書管理に関する社内規程等に基づき適切に保存し、及び管理する。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営全般に係るリスクを認識・把握・管理するためリスク管理に関する社内規程を定めリスクに対して適切に対処する。
- ② 経営に与える影響の大きいリスクのマネジメントについては、最重要な経営課題として、取締役社長指示のもと、役員及び職員が迅速かつ適切に対応する。
- ③ システム障害、大規模災害に係るリスクについては、それぞれのリスク管理のため、システム障害発生時マニュアル及び危機管理マニュアルを作成し、周知するとともに、事故・災害等を想定した訓練の実施等必要な措置を講じる。
- ④ 個人情報を含め会社の保有する情報を様々な脅威から保護するために情報セキュリティの確保に関する規程を定めるとともに、セキュリティ監査の実施により情報セキュリティの確保を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営については、取締役会において中長期的な経営方針及び事業計画を策定し、その実績管理を行うことにより、職務執行の効率的な実施を図る。
- ② 各取締役の担当職務を定めるとともに、組織規程及び職務権限規程を定め、効率的な職務執行を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制及びその職員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 会社は、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間監査役を補助する職員を置く。
- ② 当該職員の取締役からの独立性を確保するため、当該職員の任命等については、監査役と事前に協議する。

(6) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が取締役会及び経営会議等社内の重要な会議に出席し、取締役及び職員の職務執行状況について、詳細に把握できる体制を確保する。
- ② 取締役及び職員は、監査役の要請に基づき、監査役に対して必要な報告を行うとともに、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して速やかに当該事実を報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するため監査役と取締役との間で定期的に意見交換を行い、また、内部監査担当者及び会計監査人が行う監査について、それぞれの立場で監査役と定期的に意見交換できる体制を整える。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」第7条の規定により、当社の議決権について、政府が常時当社の総株主の議決権の過半数を保有することとされています。

(2) 当社定款第23条の規定により、当社に電子情報処理組織による輸出入等関連業務の適切、公平かつ安定的な処理及び利用者利便の向上のため、当該業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成する経営諮問委員会を設置しております。

この経営諮問委員会は、取締役会の諮問に応じ、当社の経営計画（電子情報処理組織の利用料金に関するものを含む。）等を聴取・審議し、これに関し必要と認められる事項を取締役に報告することとされています。

(3) また、定款第31条の2の規定により、当社に取締役及び監査役の候補者の選考を行うに当たって公平性及び透明性の確保を図り、必要となる能力及び適性の評価を行うため、当社の業務に関して専門知識を有する者及び学識経験者で構成する役員選考評価委員会を設置しております。

この役員選考評価委員会は、取締役会の求めに応じ、当社の役員の候補者について評価を行い、その結果を取締役に報告することとされています。

(4) 上記のほか、取締役会規程第15条の規定により、情報処理運営協議会を設置しております。

この協議会は、取締役会の諮問に応じ、輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機及びこれに附帯する機器の変更又は追加及びプログラムの改善及び追加に関することについて審議することとされています。